九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

解題

武田, 和哉 大谷大学

https://doi.org/10.15017/27497

出版情報:九州大学東洋史論集. 40, pp. 92-103, 2012-03-31. 九州大学文学部東洋史研究会

バージョン: 権利関係:

解題

田 和 哉

武

はじめに

突如として出現した本論考の主旨を理解し、そのエッセンスや独創点を評価して現在の研究状況の中へ組み入れていく 遼史の研究は大きく進展した。さらには、世相等の変化に伴う歴史学全体の研究動向・志向の推移も大きい。このため、 本論考が提出されて以来、 当該研究の進展・展開の概要を参照する必要があろう。その一助と為すべく、解題を付すこととしたい。 約四五年の歳月を経てここに公刊されるまでの間、主に考古学的新知見をはじめ、契丹・

序論」について

も多く引用されている島田正郎をはじめ、愛宕松男・田村実造らの研究がその中心を占めている (-)。これらを踏まえ 社会構造や部などの社会組織の考察と、社会制度に根ざした統治制度の解明などの点に主目標がおかれていた。 つつ、論考前半では著帳集団の性質と統治機構内部で果たした役割の分析が行われ、 序論では、 本論考に先行する研究成果の中で、 著者の問題意識が提示されている。 契丹八部を如何なる社会集団と規定するかというテーマは、 当時の契丹・遼史の研究では、契丹八部をはじめとする契丹人社会の 課題提起がなされている。 島田正郎・愛宕松男 本論で

解題 (武田)

服王朝」

来の見解を覆す内容も含まれていることから (罒)、

今後は各種の新知見を踏まえた議論が重要であり、

その際には

本論考にて「遼朝をどの系列に入れるか

という用語の妥当性も再検討されるべきである。その意味では、

る点は、

まさしくこの問題の要所を的確かつ端的に衝いたもので、

の の社会にはシャーマンなどの職能者の存在があるので階層的社会とみなしうるとした点の妥当性、 間で既に論争があり(三)、 テミズム説」により八部を氏族的集団と規定した点などは、後年に異なる見解が提示されている 島田は部族的集団、 愛宕は氏族的集団として捉えた。 その際に島田が根拠に挙げた、 また愛宕が「フラト Î, 当時

する。 後の一 者数の激 概ね気付いており、 論考が当時の先行研究に一定程度依拠している点は致し方なかろう。ただし、著者自身はこうした点が存在することに 変化を評価できていない さらに、 また南北二重(二元)官制に関しては、 むしろまだ山積していることを意味している。 南面官が漢人など定住民統治を各々担当したとする『遼史』百官志の記述を安直に受け入れた内容であり、 この問題はウィットフォーゲルらによる「征服王朝論」 時期には活発な議論が行われた (∀) が、 減 É 遼朝 あり、 (契丹国) この問題を正面から扱う研究は出現していない。それはこれらの課題が一 百官志の記事以外に列伝等の情報も総合的に分析検討する必要を述べている (9頁15行より)。 側 [以下「遼朝」と略 面があった。その点は、 既に津田左右吉らの研究があるものの 称 研究者によってその規定は異なっている(型)。 殊に、 をいかなる国家と規定するのか、という最大の命題についても言及 のちにこうした問題点を指摘する見解が提出されているが 近年の考古学的成果の蓄積は顕著であり、 が発端となり、 日本の研究者もそれに触発される形 (≧)、北面官が契丹人など遊牧民統治 その後は当該分野の研究 定の解決をみたのではな 新知見の中には従 歴史的

編 北 面 官 制 1= お け る 著 帳 官 の 持 つ 意 味」 に つ いて

てあまりにこだわるのはかえってその真の性格を見失わせることになるような気がする」(10頁17行より)と述べてい

著者の卓越した認識感覚を示していよう。

帳郎君院のそれには、 を『遼史』の各所から丹念に拾い、その傾向を帰納的に分析した結果「著帳戸司の官職は著帳郎君より任用せられ その指摘の多くは、史料解釈と評価に関わる内容であり、概ね肯定することができよう。 の部分は論考の前半部分の中核で、著帳の分析に費やされている。この著帳は、 特に島田正郎による研究がある(w)。本論考では島田の説の疑問点を鋭く指摘し、 国家の大官へと出世していったのであった。」(27頁14行より)ことを論証した点は秀逸である。 百官子弟(中略)が任用せられて著帳郎君の控制にあたっていた。そして彼等は、 以前から諸先学も注目するもの その上で自説を構築して 特に、著帳官の任用事例 著帳官をふり

あり、 割を果たした「斡魯朶(オルド)」(w) 制度の研究においても注目すべき視座であろう。 部の性格は『遼史』巻七三 蕭敵魯伝に「総宿衛」とあるごとく、太祖の身辺の護衛その他宿衛のことに任じたもので っている。」(29頁20行より)とする指摘は、 さらには、 まさに「腹心」であった。この腹心部が以後太祖直属として、軍事的にも大いにその力をふるうことになる。 著帳官制の起源と沿革にも分析の目を向け、「これが遼朝の朝官のはじまりであったかもしれない。 これを斡魯朶のおこりと見るのが定説となっているが、私はこれは同時に著帳の起こりでもあったと思 類似した性格を持ち、かつ後代のモンゴル帝国にも引き継がれて重要な役 腹心

説明されているように、 文で提示した見解をかなり修正した内容となっている。 論文」と称する)については把握できていない。実は島田新論文ではあらためて著帳官に関して言及しており、 ところで、本論考の公刊に際して森安孝夫教授が寄せられた序文「加藤修弘卒業論文の公刊にあたって」におい 本論考は執筆着手の二年近く前に発表された島田正郎論文「遼朝御帳官攷」(以下、「島 ても

に関する分析に関して、それが『遼史』巻四五 朝あたりより 検討を行わないまま著帳官が著帳戸出身者に限られているとしていた。 例えば、 著帳官の出自に関しては本論考が疑問ありと縷々指摘している箇所は、 百官の子弟が任用されていると述べるに至っている。このほか、本論考が御帳官 百官志一に「北南部族為護衛」とみえつつも実態はそうではなく、横 しかし島田新論文の中ではそれを修正し、 島田の前論文ではあまり詳細 (著帳官とは関係が深 な事

ほとんど独占されることとなるのである。」(40頁14行) 帳 の出身者が多いことについて、「いわゆる御帳官は横帳 との指摘をしているが、 ・国舅帳などの帝室と特別に関係の深 島田新論文においても同様 家柄 の結論 の 者

している

かしながら本論考には独自の視点が存在し、その立場から論じられた重要な指摘が多く存在する。 たことが重なり、 田新論文において著帳官に関する見解の修正が行われたこと、さらに著者が本論考においてそれを把握 一見すると島田新論文と本論考には、 類似した結論や指摘がいくつか存在している点は否めない。 し損ね 7 い

あたっていた。そして彼等は、著帳官をふり出しに、国家の大官へと出世していったのであった。」(27頁13行)と述 際にはそれはもっと広く、奚人にまで及んでいたことは先に述べたごとくである。)が任用せられて著帳郎君の控制 がまず言えるようである。すなわち、著帳戸司の官職は著帳郎君より任用せられ、著帳郎君院のそれには、 まず最も重要な指摘としては、「著帳戸司と著帳郎君院の二つの官職に任用せられた者を調べた結果、 著帳戸司と著帳郎君院との任用上の違いを明確に指摘した点であろう。 百官子弟(実 次のような事

らなかったと思う。」(34頁19行) てきたのである。 ておくことは、きわめて有効な人質ともなったと思われる。 予備軍の中から適当な人物を選び出して奚族の治政にあたらせるのである。 よって、また奚人のより低い者でも何かの折にあげられて護衛などの任にあたりながら皇帝と個人的な紐帯を作り上げ さぬわけにはいかない。 用事例をもとに考察を行った結果、「我々はかくて、 こうして皇帝は異族出身者でありながら、 いで、景宗朝あたりに侍衛の再検討がなされた点を指摘した点(32頁10行) 五院部・六院部その他契丹諸部族に対する支配においても、 すなわち奚人の有力者の子弟は若いうちにまず皇帝直下の著帳に入り身辺の世話をすることに と論じ、 著帳官制度の本質に鋭く迫る分析を行っているなどの点があげられる。 自分と個人的に結ばれた官僚予備軍を所有することになる。 異族の奚人を支配する為に著帳官の持っていた重大な役割を見出 ここで著帳の北面部族支配に持つ大きな意味がはっきりし また、 著帳官の持つ意味は本質的にこれとかわ ゃ 有力者の子弟を自己の著帳下に さらには聖宗朝における奚 皇帝は 入の

導き出されたものであって、著帳官制に関する研究の進展として貴重な内容である。 この傾向 部 高い指摘は随所に見受けられる。 ていったのである。」(37頁12行より)と遼の著帳官制度の限界に関する見解も提示する。この他にも、 刻な間隙が の伝統を発展 宗 Œ 重 は次の道宗朝にも通じてみられるものであり、その結果として遼朝の中央権力と、被支配遊牧部族の間には深 か 生じ、 熙年 著帳 確立 間 金の勃興にあたっても、 官制の歴史的変化を追うくだりの中では興宗朝における制度変質の兆候について捉えた箇 ょ した北面部族支配の為の著帳官制は、 り 側 近の著帳官は国舅帳・ 紙幅の都合からそれら全ての列挙は割愛するが、 全遊牧部族の戦力を糾合することができずもろくも崩壊していく原因となっ 横帳とい 早くも崩れていったのだと考えてよいのでは、 ・った一 部の勢力ある家柄に独占され、 いずれも本論考の考察・分析に 聖宗が オリジナル性 太祖以 あるま 所が 来 0) か

が 上 盟が の がある。 新国際秩序の研究とも関係して、 変化が背後にあると考える見方が最近では有力である。 ところで、本論考は著帳官制度の分析を通じて、 がっている点を紹介しておく(!!) ついて評価・考察をする論考が数多く提出されており(ユ)、 締結された長期政権でもあった聖宗朝の動向と対外関係、さらには安定的和平により生じた政治・社会制 民族を超えた社会的紐帯として機能した仏教に関しては本論考の扱うところではないが、 現下の重要な研究課題のひとつである。 聖宗朝における制度変革を突き止めたが、 特に二一世紀以降の契丹史の研究では、北宋との 特に国際関係とその影響については、 加えて、 大きな社会的要素として仏教の興 これについては 近年注目すべき成 唐朝 間 滅 度等の に澶淵 対外 降 関

多様なものを含んでいたことと比べ考えると決して北族においては異例なことではなかったことが解る。 る主従関係の形態を整理しつつ、遼の著帳との類似性を指摘する。 人戸までを含んでいたという一見妙な性格も、 後段では、 さらに「又、著帳官の任務も、百官志の官名より推察する限りは、家内雑役と称してよい種類のことであっ 後代のモ ンゴル帝国の Nökör との比較を試みる。 Nökör がその成立事情として対等の関係から、 護雅夫の研究(≧)を引用しモンゴ すなわち「遼の著帳がその成員に百官子弟から没 隷属関係まできわめ ル 帝 匤 初 期 頁8行よ に お け

結論する。 太祖の腹心部であり、 た。また遼朝にあっては親衛兵としての役職は、 こうした意欲的な論及については、 両者に仕事内容以外の本質的な差はなかったことは前述したとおりである。」(46頁11行より)と 森安教授の序文において、その先見性と意義が高く評価されている通り 御帳官として特別に著帳官とは区別されていたが、その起源は等しく

第 遼 代 契 丹 部 族 ع 部 族 官 制 に つ い て

ある。 測されるから、 の見解に対しては全く言及がない。この重要問題を全て総括するには、 私見を述べ 本篇では部族制度と官制について検討が行われている。 つつ自説を構築する手法で本論が進められているが、 卒論としては敢えて対象を絞ったのかもしれないが、本来的には主要な先行研究の把握・評価は必要で 冒頭では島田正郎の先行研究を引用 当時契丹族の部族制に関して島田と論争していた愛宕 恐らくは膨大な紙幅と論及が必要であったと推 ・点検し、

として扱う研究が提出されているが(エン、その結論は本論考とは異なる内容である。 の的とすることがなく、 大王に関する検討がなされている。この職位の存在とその役割に関しては、島田をはじめとする諸先学は意外にも論 ついで、 部族制度の分析の手始めとして、迭刺部の部長であり、かつ北面朝官としても扱われている北院大王 遼朝の主要官制の中では研究対象としては取り残されていた感があった。 後年にはそれを主題 南院

その時太祖のとった手段は懐柔策であって、 帰納的手法で分析する。 部内の有力家系ではなかったから、のちに勢力擡頭した時も、迭刺部内の旧大勢力に対する処遇が問題となってくる。 本論考では先の著帳の分析と同じく、北院大王・南院大王の任用事例について『遼史』各所の記述を収集し、 その結論は概ね以下の二点に集約される。 旧勢力を自己の空想上の祖先と結びつけ皇族に列することにより自己の勢 すなわち「そもそも太祖・ 冏 保機の家柄は決して迭

と、二六名の全てが三つの系列にはっきり大別されることがわかる。」(53頁8行より) の二点である。 他ならない、という結論を得たが、そこで次に二院皇族出身の北・南院大王をその家系のつながるかぎりつなげてみる く正しいであろう。」(53頁2行より) とする点と、「以上によって、二院皇族の本態が実は旧迭刺部内の 力下にそれを吸収しようと計ったのであり、その結果成立したのが二院皇族帳である。以上のような島田 実力者の の推論

とするのがその主旨である (型)。本論考はその立場を踏襲し、その視点に拠った上での見解を提出している。 部内の旧勢力と妥協をした結果、 史』に見える皇族の系譜はいわば虚構であり、それは島田が「新興勢力」であったと見なす太祖が、建国に際して迭刺 ところで、この分析を行うに際してはひとつの前提があり、それは島田が主張していた所説である。すなわち、『遼 旧勢力を「皇族扱い」に仕立て血縁的系譜を「擬装」することで待遇することにした

よって復原される可能性もあるので、現状では新出資料の動向を見守ることが肝要かもしれない。 誌の出土事例が度々報告されており、その記述をもとに宗室に近い皇族の系譜もかなり復原されてきている状況にある。 かかる所説に完全に依拠した上での論の展開には、些か難があると言わざるを得まい。さらに、近年では遼朝皇族の墓 [田説や本論考で取り上げられた比較的遠い血縁とされている所謂「二院皇族」に関する系譜も、 :かに様々な示唆に富んだ説ではあるが、やはりひとつの試論として分別ある扱いをすべき性質のものであろうから、 しかし、島田の説は何らかの史料的根拠を持っている訳ではなく、各種の推論等を総合した結果によるものである。

という制約もあるため致し方ない面は理解できるものの、やはり些か問題があろう。 に依拠した内容である。よって、それを以て直ちに「大王」の事例全体に敷衍する手法については、史料が僅少である 大王を含む「大王」職全般に関する見解をまとめようと意図してはいるものの、その内実は北院大王と南院大王 さて、この北・南院大王の分析に続き、大王と節度使の実態についても言及を行う。この部分では、 北院大王

が :必要である。本論考による分析では、遼朝において頻発した宮廷叛乱において幾たびか主導的な役割を果たして事態 「収租に関与した」という指摘自体は興味深いが、「中央から派遣した官吏」とみなしている点には再検討

究の志向としては重要かつ真摯な取り組みとして評価できるが、一方ではこの部分では論証に苦労している面も見受け られる。 より以下の研究者には希薄な意識であり、執筆者の心理的背景にある当時の世相との違いを感じずにはいられない。研 自身あるいは著者と同じ世代の研究者が強く抱く問題意識が滲み出ているように見受けられた。現時点で概ね四○歳代 っている。個人と社会集団、さらには国家との関係について考察する内容となっている。このくだりについては、 うにも読める箇所もあって (50頁13行~20行)、この点に関する論証では、 妥当ではない。 難し」(『乗軺録』) を収拾した北・南大王の役割に関する評価が必ずしも明確ではなく、宋人の記録に見える「南北二王、 末尾には 部族の実態に迫ろうとした部分は意欲的ではあるとしても、やや空振りの観も否めない。 「部族と契丹人について」という項目を設けて、当時の部族社会に生きた契丹人の実態についての分析を行 実は、こうした部分については著者自身も本論考の後段部分では実質的にそれを認めてしまっているよ という記述等への顧慮もない。こうした点を踏まえれば、「中央派遣の官吏」という評価はやはり 論旨が首尾一貫していない状況が看取される。 また理念先行的な結 陸梁として制

補 遼 室 ۲ 迭 剌 部 お よび 「 結 論 に ついて

論内容となっているので、冷静な検討と着実な論証過程がさらに必要であろう。

6 論が導き出されていたのではないかとも思われるので、その点は残念である。 論証は必ずしも十分ではない。ただ、本論考とは別の論考として十分な論証の展開がなされたならば、 部分では、 遼室と迭刺部との関係について言及がなされているが、 前述のように島田説に依拠した部分が 興味深

来の氏族共同 て遼朝が中央権力によって部族を解体したためではなく、 結論」の部分では、 体的な、 血縁関係によって結ばれた部族は存在しなかった。」とし、続いて「しかしながら、それは決し まず部などの集団に関する評価が提示されている。「遼代における契丹人社会には、 遊牧民族としての契丹人の経済的な歴史の中においてすでに もはや従 の説得力を持つ内容である。 間見える当時の諸相を伝えた部分を腐心して収集・分析した本論考の作業の積み重ねの上に立脚したものであり、 産制的支配の中にくみこむための積極的な手段」とした点であろう。(16頁17行より)。この見解は、『遼史』の各所に垣 よって部族有力者を皇帝と個人的に結びつけようとする、それが著帳官制の目的であった。」とし、また「帝国の 実力者に対しては妥協策に終始したとし、その証左こそが「世官制」であり、さらにその世官制だけでは政権との り)という見解を提示する。その上で、いくつかの結論を提示する。これらの中で特に注目したい点は、 格を完全に失ってはおらず、部内においては、力のある一族一家が部族の指導力を握っていたのである。」(76頁4行よ 族全体が かかる変化が生じていたことを示すものである。すなわち、遊牧社会の構成単位はそれまでよりずっと小さくなり、 つきが不十分であるので、「そこで、単なる妥協と同時に、恩恵としての意味をそなえながらもかなり強い中央権力に より広範な支配を行う必要が生ずると、被支配部族をもかかる擬制家族的紐帯でつなぎ、それを皇帝中心 一つの紐帯で結ばれるということはなくなっていた。しかしながら、 本論考の重要な指摘として評価されるべきである。 部族は未だ伝統的な地縁集団としての性 政権は部内の 相応 発展

て見なす視座を構築したことが影響し、やや結論が不安定になっている点は否めない。 ただし、島田が主張する「太祖」と「旧勢力」の闘争を想定する推論に依拠して、それを著帳制度の淵源のひとつと

小結

やや未熟・曖昧な点が散見されることを差し引いたとしても、 まれている。それは、 論考には、 特に著帳に関する分析と考察に関して注目すべき内容が この論考が半世紀近くも前に一学徒により卒業論文として編まれ、 評価されるべきことに変わりはないであろう。 ?あり、 今日公刊するにふさわ 論証や論の展開などの一 部に

長い年月を経て出現した本論考の中に、新たな研究成果や注目すべき視座が見出し得るということに関しては、

究が基本的部分においてもまだ課題が多く存在しているという厳しい現実がある。 ろん著者の着眼点と論理 諸制度の比較研究がまだ進捗していないということもあろう。 「の秀逸さを挙げなければならないが、 次いで指摘しなければならないことは、 さらには、 内陸アジア史全体の中 契丹・ 遼史の研

これらの基本的課題の ような状態となり、 九七〇年前 その間に、 後を境として日本における契丹・遼史の研究論文は激減し、 そのまま今日に至っている。 「宿題」 戦後活発に行われた前述の諸先学による研究成果や議論は、 が正面から扱われる機会はきわめて少ないと言える。 今世紀に入り、 契丹・遼史の新たな研究者が出現している現状でも、 後続の研究者も僅少な状況が二〇世 いわばほとんどが途中放棄され 紀 末頃

などが挙げられる。 質生産 ように、 遊牧民と定住民の結節・融和の様相がみられ、 の結果としてその体制が一定期間機能し続けたこと。第二には、単に統治体制のみならず、言語・宗教・文化の どの違いを認識 繋がるいくつかの重要な 題や文化接触 そもそも、 ・流通の展開がおこり、そこで構築されたシステムが後代の政権・国家においても採用・踏襲されていったこと、 遊牧地帯における地域統治拠点や連絡手段等の整備と、 第一には、遊牧民と定住民という習俗・生活様式・言語の異なる民族が、明確にそのアイデンティティな 契丹・遼史の研究分野とは、 しつつも、 これらの歴史的事象の中には、東アジア史や内陸アジア史、 産様式の変化などの諸問題の解明・理解にも有益な示唆が多く含まれていよう。 「鍵」となる歴史的事象が顕著に観察できるフィールドである。 ひとつの国家体制内において新たな統治制度の創案という手法によって共生共存を図り、 東アジアや内陸アジアにおける他の地域・時代の研究課題の理解に 独自の文化が展開したこと。 それに伴う定住民の可住地 第三には、 ひいては世界史の各所に見られる民族 都市制度の構築が代表例である その 域の拡大によって新たな物 「鍵」となる歴史的 'も密: 面 事象 |でも 接

ただ注意すべきは、 な国家であったか、 議論が主流を占めてきたことにより、 本論考の序論の中でもずばり明確に指摘されているが、従来の研究においては、この国が あるいは 「北族」・「内陸アジア」 正当な理解のための視座が歪められてしまったことである。 的な国家なのかという二者択一的で、 つ、 あまり生産 さらには 中 蛬

、の社会を扱った研究よりもはるかに僅少である。 「口的には恐らく遼朝の過半数を占めていた定住民、 特に漢人と渤海人の果たした役割や諸活動に関する研究は、

動 や制度ばかりでなく、この国の中で各種の技術・生産面の主要な担い手であった漢人や渤海人など定住民の動 0 この国において顕著に観察される「鍵」となる歴史的事象の解明のためには、この国の支配層であった契丹人 研究の成果もバランスよく加味されなければ、 当然ながらその本質は見えてこないであろう(型)。 向 で諸活 への社会

渾身の指摘や真摯な取り組みの成果を是非とも汲みとって頂きたく思う。 ることを期待しつつ、解題の締めくくりとしたい。 の重要性を示唆する内容でもある。 論考は、 見失われつつあった遼朝史研究の課題を想起させるとともに、 御覧になる諸氏におかれては、荒削りな内容ながらもその中に見出しうる著者の 本論考に対して正当な理解と評価が与えられ 内陸アジア史全体における諸制 度の比 較 検

解題注

- $\widehat{\mathbf{I}}$ ち巌南堂書店より復刊 一九七八、 丹古代史の研究』東洋史研究会 一九五九、 島田正郎 上・中・下 『遼制之研究』 東洋史研究会 一九六四・一九七一・一九八五 一九五四 同 中澤印刷 『遼朝官制の研究』 同『愛宕松男東洋史学論集』三 三一書房 一九九〇、 のち汲古書院より復刊 創文社 一九七八、 一九七三、 同『遼朝史の研究』創文社 一九七九、 同 『遼代社会史研究』三和書房 田村実造『中国征服王朝 一九 愛宕松男 五二、 の の
- $\widehat{\mathbb{I}}$ に再録。 に再録。 愛宕松男「契丹 Kitai 部族制の研究」『東北大学文学部研究年報』三 島田正郎 司 「再び契丹の婚姻について」『法律論叢』二九-二・三 一九五五 「遼代に於ける契丹人の婚姻について」『史学雑誌』 五三-九 九五二、 のち前掲解題注 のち前掲解題注 九四二、 のち前掲解題注 $\widehat{\mathbf{I}}$ (Ⅰ)愛宕一九五九・一 島田 九 七九 Î 島田一 九 九 九〇
- 武 田和哉「遼朝の蕭姓と国舅族の構造」『立命館文学』五三七 一九九七、 同「蕭孝恭墓誌よりみた契丹国(遼朝)の姓と婚姻」 「内

 $\widehat{\mathbb{I}}$

陸アジア史研究』二〇 二〇〇五。

- <u>îv</u> に再録。若城久治郎 津田左右吉「遼の制度の二重体系」『満鮮地理歴史研究報告』五 一九一九、 「遼の枢密使に就いて」『満蒙史論叢』二 一九三九。 のち『津田左右吉全集』 一二 一九六四 岩波書店
- $\widehat{\mathbf{v}}$ 武田和哉 「契丹国(遼朝)の北・南枢密使制度と南北二重官制について」『立命館東洋史学』二四 二〇〇一。
- (Ⅵ) いわゆる「征服王朝」論に関する研究については、補注の(一)を参照。
- $\widehat{\overline{v}}\!\!\!\!I$ 森安孝夫「渤海から契丹へ」『東アジア世界における日本古代史講座』七 学生社 一九八二。
- (畑) 杉山正明『疾駆する草原の征服者 遼西夏金元』講談社 二〇〇五。
- (以) 島田正郎「著帳戸」『遼代社会史研究』三和書房 一九五二。
- (X) 斡魯朶に関する諸研究は、補注の(一○)を参照。
- $\widehat{\mathbb{I}}$ $\widehat{\mathbb{X}}$ 澶淵の盟および契丹・遼をとりまく国際関係に関する研究については、補注の(八)を参照 島田正郎 「遼朝御帳官攷」 『法律論叢』三八 - 一 一九六四、のち前掲解題注(I)島田一九七八
- $\widehat{\mathbb{I}}$ 契丹・遼における仏教に関する諸研究については、補注の(二五)を参照。
- (M) 護雅夫「Nökör 考」『史学雑誌』六一 八 一九五二。
- Ŷ 社 武田和哉 二〇〇四 「遼朝の北院大王・南院大王について」『立命館史学』一〇 一九八九、 何天明 『遼代政権機構史稿』 内蒙古大学出版
- (XI) 島田正郎「皇族帳」『遼代社会史研究』三和書房 一九五二。
- XVI 史と文化』北海道大学出版会 二〇一〇。 前掲解題注 ŷĪ 森安孝夫論文、および武田和哉 「契丹国 (遼朝) の成立と中華文化圏の拡大」 菊池俊彦編『北東アジアの歴